

案件番号	1	2	3	
適地 の 検 討	1 計画地の概要	7 区分 道路予定区域等（川崎町田線） イ 所在（地番） 青葉区田奈町78-39の一部 ウ 面積 73.32平方メートル エ 立地・交通 東急田園都市線「田奈駅」から東へ100メートル オ 用途地域等 市街化調整区域 建ぺい率50% 容積率80% 防火指定なし カ 接道 北側：市道、幅員（歩道片側有）13.0メートル、舗装有	7 区分 道路予定区域等（横浜逗子線） イ 所在（地番） 金沢区釜利谷東六丁目738-1の一部外 ウ 面積 247.20平方メートル エ 立地・交通 京浜急行本線「金沢文庫駅」から西へ1100メートル オ 用途地域等 準住居地域 建ぺい率60% 容積率200% 第4種高度地区 準防火地域 カ 接道（現況） 北側：市道、幅員（歩道有）22.0メートル、舗装有 東側：市道、幅員（歩道有）20.0メートル、舗装有 西側：市道、幅員（歩道有）5.5メートル、舗装有	7 区分 道路予定区域等（真光寺長津田線） イ 所在（地番） 青葉区奈良町509-1の一部 ウ 面積 400.43平方メートル エ 立地・交通 横浜高速鉄道こどもの国線「こどもの国駅」から南へ1000メートル オ 用途地域等 第1種住居地域 建ぺい率60% 容積率200% 第4種高度地区 準防火地区 カ 接道 西側：市道、幅員（歩道片側有）11メートル、舗装有
	2 周辺地域の概要	農地の中に一般住宅が建ち並ぶ地域	中低層の店舗、事務所が建ち並ぶ路線商業地域	一般住宅の中に農地等が見られる住宅地域
	3 建築の可否及び構造	建築不可	建築可 木造、軽量鉄骨造程度の撤去が容易なもの	建築可 木造、軽量鉄骨造程度の撤去が容易なもの
	4 利用用途についての道路管理者の考え方	まちづくりの観点、周辺の土地利用状況等との調和を保つ利用として、駐車場等を設置することが望ましい。	まちづくりや賑わいの創出などに資する利用とし、周辺の土地利用状況等との調和を保つこと。	まちづくりや賑わいの創出などに資する利用とし、周辺の土地利用状況等との調和を保つこと。
	5 占用期間	・原則として1年ごとに占用許可の更新手続きをする。 ・事業着手までの間は、道路管理者との協議によって継続して使用することができる。 ・ただし、本市が支障がないと判断した場合でも、原則として一の事業者は使用期間が連続して10年を超えることはない。	・使用可能期間は5年間（始期は協議により決定）で、本市が支障ないと判断した場合は更新が可能。 ・ただし、本市が支障がないと判断した場合でも、原則として一の事業者は使用期間が連続して10年を超えることはない。	・使用可能期間は3年間（始期は協議により決定）で、本市が支障ないと判断した場合は更新が可能。 ・ただし、本市が支障がないと判断した場合でも、原則として一の事業者は使用期間が連続して10年を超えることはない。
	6 区局等への意見照会結果	特になし	特になし	特になし
7 計画策定の留意点	特になし	特になし	特になし	
8 その他	・使用期間中は、「道路建設（川崎町田線）の工事着手までの暫定利用です。」という看板を掲示すること。	・使用期間中は、「道路建設（横浜逗子線）の工事着手までの暫定利用です。」という看板を掲示すること。	・使用期間中は、「道路建設（真光寺長津田線）の工事着手までの暫定利用です。」という看板を掲示すること。	

案件番号	4	5	6	
適地 の 検 討	1 計画地の概要	7 区分 道路予定区域等（桂町戸塚遠藤線）	7 区分 道路予定区域等（下永谷大船線）	
		イ 所在（地番） 栄区小菅ケ谷二丁目2300-32の一部外	イ 所在（地番） 栄区飯島町1382-8外	
		ウ 面積 239.08平方メートル	ウ 面積 152.44平方メートル	
		エ 立地・交通 JR根岸線「本郷台駅」から北へ500メートル	エ 立地・交通 JR根岸線「本郷台駅」から北西へ1700メートル	
		オ 用途地域等 第1種住居地域 建ぺい率60% 容積率200% 第4種高度地区 準防火地区	オ 用途地域等 第2種中高層住居専用地域 建ぺい率60% 容積率150% 第3種高度地区 準防火地域	
		カ 接道 東側：市道、幅員（歩道有）22.0メートル、舗装有 西側：市道、幅員（歩道無）5.0メートル、舗装有 北側：市道、幅員（歩道無）5.0メートル、舗装有	カ 接道 西側：市道、幅員（歩道片側有）10.0メートル、舗装有 北側：市道、幅員（歩道片側有）8.0メートル、舗装有	カ 接道 西側：市道、幅員（歩道片側有）10.0メートル、舗装有 南側：市道、幅員（歩道片側有）8.0メートル、舗装有
2 周辺地域の概要	中規模一般住宅、アパート等が混在する住宅地域	中規模一般住宅、アパート等が混在する住宅地域	中規模一般住宅、アパート等が混在する住宅地域	
利用 計 画 の 検 討	3 建築の可否及び構造	建築可 木造、軽量鉄骨造程度の撤去が容易なもの	建築可 木造、軽量鉄骨造程度の撤去が容易なもの	
	4 利用用途についての道路管理者の考え方	まちづくりや賑わいの創出などに資する利用とし、周辺の土地利用状況等との調和を保つこと。	まちづくりや賑わいの創出などに資する利用とし、周辺の土地利用状況等との調和を保つこと。	
	5 占用期間	・使用可能期間は3年間（始期は協議により決定）で、本市が支障ないと判断した場合は更新が可能。 ・ただし、本市が支障がないと判断した場合でも、原則として一の事業者は使用期間が連続して10年を超えることはない。	・使用可能期間は5年間（始期は協議により決定）で、本市が支障ないと判断した場合は更新が可能。 ・ただし、本市が支障がないと判断した場合でも、原則として一の事業者は使用期間が連続して10年を超えることはない。	・使用可能期間は5年間（始期は協議により決定）で、本市が支障ないと判断した場合は更新が可能。 ・ただし、本市が支障がないと判断した場合でも、原則として一の事業者は使用期間が連続して10年を超えることはない。
	6 区局等への意見照会結果	特になし	特になし	特になし
	7 計画策定の留意点	特になし	特になし	特になし
8 その他	・占用許可を受けたものは、占用許可の範囲以外で市が指示する土地の管理をすること。	・使用期間中は、「道路建設（下永谷大船線）の工事着手までの暫定利用です。」という看板を掲示すること。 ・占用許可を受けたものは、占用許可の範囲以外で市が指示する土地の管理をすること。	・使用期間中は、「道路建設（下永谷大船線）の工事着手までの暫定利用です。」という看板を掲示すること。 ・占用許可を受けたものは、占用許可の範囲以外で市が指示する土地の管理をすること。	